

○やまと広域環境衛生事務組合議会定例会条例

(平成23年3月1日条例第3号)

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第102条第2項の規定に基づき、やまと広域環境衛生事務組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。